

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡茶の情報発信機能強化に係る基礎調査業務

(2) 業務内容

各茶業団体が果たすべき役割を明確にし、効率的な連携体制を構築するため、必要な情報の収集、各茶業団体及び有識者等への調査を行い、集約した情報を整理・分析する。

(3) 契約価格の限度額

2,700千円（税込み）

2 契約期間

令和6年4月上旬から令和7年1月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 調査にあたって、豊富な知識・手段を有する者であること。
- (2) 十分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (3) 静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務について競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル3階しずおかO-CHAプラザ内
静岡県経済産業部農業局お茶振興課

電話番号 054-202-1488 FAX番号 054-202-1488

E-mail ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案競技募集要領等の配布

ア 配布期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県お茶振興課ホームページ

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加表明書、企画提案書、見積書、会社概要資料

イ 提出期限

ア) 参加表明書

令和6年3月8日（金）午後5時 メールで提出（必着）

イ) 企画提案書、見積書、会社概要資料

令和6年3月21日（木）午後5時 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

6 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は、企画提案競技募集要領による。
- (3) 募集に係る説明会は開催しない。
- (4) 企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案に伴う費用は企画提案者の負担とする。
- (6) 企画採用後、企画案を変更する場合がある。
- (7) 審査結果に関する疑義は一切受け付けない。